様式４－５

優遇措置の是正を行うことなく優遇措置を適用できる物件

ここに掲載されている物件は、地方公共団体等が、法令上優遇措置が適用できることと規定されている施設の敷地として本物件の取得等を行う場合に、積極的な有効活用を行う観点から、「優遇措置の取扱いについて（平成14年3月29日付財理第1169号）」通達において定める優遇措置の是正の対象財産であっても、当該是正を行うことなく優遇措置を適用できる物件となっております。
詳細については、各物件の所在する財務事務所等担当課（統括）へ直接お問い合わせください。

令和4年10月15日現在

整理番号	所在地	面積（平方メートル）	事務所等	担当	電話番号	備考
1	兵庫県神戸市長田区明泉寺町3丁目7番10	54.17	神戸	2統括	078-391-6946	